　　　一般介護予防事業地域介護予防活動支援事業通いの場への講

　　　師派遣事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、軽井沢町地域支援事業実施要綱（平成28年軽井沢町告示第35号）第３条別表に規定する地域介護予防活動支援事業として、地域住民が主体となって地区の公民館などで自主的に介護予防活動に資する活動を定期的に行う（以下「通いの場」という。）団体（以下「通いの場活動団体」という。）へ、介護予防に資するプログラム（以下「介護予防プログラム」という。）の指導を行う講師（以下「介護予防活動支援講師」という。）を派遣することにより、通いの場の設置促進、効果的な介護予防活動の実践及び継続並びに定着を図り、地区介護予防活動団体の取り組みを支援することを目的とする。

（通いの場活動団体）

第２条　通いの場活動団体は、下記の⑴に掲げる要件を全て満たしかつ⑵に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない団体であって、町に通いの場活動団体として登録を届け出た団体とする。

⑴　通いの場活動団体資格要件

ア　原則として町内に住所を有する者で構成された団体であること。

イ　地区住民を対象とした通いの場の活動を行う団体として拠点となる所在公民館等の区長に承認を得ている団体であること。

ウ　通いの場を定期的かつ継続的に月に２回以上行うことを前提としていること。

エ　通いの場の活動に際して、団体の構成員以外の地域住民の参加を受け入れることを前提としていること。

オ　通いの場団体として、団体名、代表者氏名、活動場所、活動内容、活動日時等の情報を町民に提供することに同意することができるこ

と。

⑵　欠格事由

ア　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体

イ　政治上の主義を推進し、支持し、又は反対することを目的とする団体

ウ　暴力団又は暴力団若しくは暴力団員がその活動を支配する団体

エ　特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとす

る者を含む。）若しくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、

又はこれらに反対することを目的とする団体

（通いの場活動団体の登録）

第３条　通いの場活動団体の登録は、通いの場活動団体登録届（様式第１号）により行うものとする。

２　通いの場活動団体の登録は、原則として１地区１カ所とする。ただし、

第１号被保険者が500人を超える地区にあっては、概ね500人当たり１カ所の数を登録するものとする。

　（介護予防活動支援講師）

第４条　介護予防活動支援講師は、本事業の目的を理解し、目的に合致した介護予防プログラムを指導する資格を有する者で、町に介護予防活動支援講師として登録し、町長から介護予防活動支援講師として委嘱された者とする。

２　介護予防活動支援講師の登録は、介護予防活動支援講師登録申請書（様式第２号）（団体の場合には介護予防活動支援講師団体登録申請書（団体用）（様式第２号－１）及び介護予防活動支援講師団体登録講師名簿（様式第２号－２））に介護予防プログラム登録票（様式第３号）を添えて町長に申請するものとする。

３　介護予防活動支援講師は、下記の⑴に掲げる要件を全て満たしかつ⑵に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者とする。

⑴　資格要件

ア　派遣先の地域の実情や参加者の状況を踏まえた介護予防のプログラムを実践することができること。

イ　介護予防活動支援講師として提出した介護予防プログラム登録票に記載した情報の公表に同意することができること。

　⑵　欠格事由

ア　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする者

イ　政治上の主義を推進し、支持し、又は反対することを目的として活動している者

ウ　暴力団又は暴力団若しくは暴力団員がその活動を支配する団体に関わりのある者

エ　特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体に所属する者

４　介護予防活動支援講師の登録期間は、４月１日から翌々年の３月31日までの２年間とし、年度の途中で登録された者については、登録した日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。

（介護予防プログラム）

第５条　介護予防プログラムとは、その場で四肢体幹を動かし、ストレッチや筋力トレーニング等の運動器の機能の維持・向上、認知症予防に資する運動及びレクリエーションのことをいう。

２　介護予防プログラム１回に要する時間は、概ね60分とする。

（講師の派遣依頼）

第６条　介護予防プログラムを指導する講師の派遣を受けたい通いの場団体は、派遣を希望する月の前月の10日までに介護予防活動支援講師派遣依頼書（様式第４号）を町に提出するものとする。

２　講師の派遣を受けられる回数は月２回までとする。

（講師の派遣調整）

第７条　町は、前条の依頼により派遣する講師の調整を行い、調整の結果を当該依頼団体へ通知するものとする。

（実績報告）

第８条　介護予防プログラムを実施した講師は、実施の翌月の10日までに当該月の分をまとめて介護予防活動支援講師実績報告書（様式第５号）及び介護予防活動支援講師実践報告書（様式第６号）により町長に報告するものとする。

（講師謝礼）

第９条　町長は前条の規定により介護予防プログラムを実施したと認めたときは、報告日から１カ月以内に当該講師に対して謝礼を支払うものとする。

２　前項の謝礼の額は、町長が別に定める。

（通いの場及び介護予防活動支援講師の登録の取消し）

第10条　町長は、本事業に係る申請・報告等に偽りその他不正があった場合には登録を取り消すことができる。

（講師謝礼の返還）

第11条　町長は前条の規定により介護予防活動支援講師の登録を取り消したときは、講師謝礼の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第12条　この要綱に定めるもののほか、本事業について必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。